	1 染着色したもの																						
410530.111	－ この号の１に掲げる羊のなめした皮及び第4106.22号の１に掲げるやぎのなめした皮並びに第4112.00号の２の(1)に掲げる羊革及び第4113.10号の２の(1)に掲げるやぎ革について、1,070,000平方メートルを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第4106.22号、第4112.00号及び第4113.10号において「共通の限度数量以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号410530.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410530.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			
410530.112	－ その他のもの	16.0%	B10		11.6%	10.2%	8.7%	7.3%	5.8%	4.4%	2.9%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
41.06	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）																						
	やぎのもの																						
4106.22	乾燥状態（クラスト）のもの																						
	1 染着色したもの																						
410622.111	－ 共通の限度数量以内のもの		Xq1	関税分類番号410622.112の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410622.111の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																			